

# 岩手医学会会則

(昭和 25 年 6 月 25 日制定)

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は岩手医学会と称し、事務所を紫波郡矢巾町岩手医科大学内に置く。

第 2 条 本会は岩手県医師会定款第 3 条により、医学に関する科学及び技術の研究並びにこれに関する事業を行う。

第 3 条 本会に前条の目的を達成するために講演部・雑誌部・庶務会計部の三部を置く。

1. 講演部は学術的発表・紹介・その他諸種の講演会の事務を担当する。
2. 雑誌部は本会の機関誌「岩手医学雑誌」の編集・刊行事務を担当する。
3. 庶務会計部は、本会庶務及び会計を担当する。

## 第 2 章 会 員

第 4 条 本会は岩手県医師会会員をもって組織する。但し、県医師会会員でない者も学会長の承認を経て本会会員となることができる。上記会員のほかに賛助会員を設ける。会員は会報及び機関誌の配布を受ける。

## 第 3 章 役 員

第 5 条 本会に下記の役員を置く。

会長 1 名 副会長 若干名 幹事 若干名 監事 2 名 評議員 若干名

第 6 条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐する。幹事は第 3 条の会務を分掌する。監事は会務及び会計の監査を行う。

1. 会長・副会長は評議員会において選出する。この会に名誉会長を推薦することができる。
2. 各々の幹事及び監事は会長の指名により選出され、評議員会において承認を得る。
3. 評議員は各郡市医師会毎に 1 名を選出するものとする。その他に県医師会学術部が推薦したものの若干名を加えることができる。
4. 役員の任期はいずれも 2 年とする。但し重任を妨げない。

## 第 4 章 総会および運営

第 7 条 本会会務の運営は、評議員会の議を経てこれを行う。

第 8 条 本会は毎年春秋 2 回学術大会を兼ね定期総会を開き、当該年分の会務を報告し、その承認を求むるものとする。

## 第 5 章 会 計

第 9 条 本会の経理は会費、岩手県医師会及び岩手医科大学からの同額の補助金並びに一般の寄附金、その他の収入による。本会の予算及び決算は評議員会の議を経て総会の承認を得る。

第 10 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

## 第 6 章 会則の変更

第 11 条 本会の会則を変更する場合は、評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

## 附 則

第 12 条 本会則は昭和 25 年 6 月 25 日から施行する。

昭和 37 年 6 月 17 日 一部改正  
昭和 50 年 2 月 12 日 一部改正  
平成 7 年 6 月 25 日 一部改正  
平成 8 年 6 月 30 日 一部改正  
平成 28 年 7 月 3 日 一部改正  
令和元年 11 月 24 日 一部改正